

新型コロナウイルス感染症に関する 母性健康管理措置についてのご案内

妊娠中の女性労働者が、保健指導・健康診査を受けた結果、仕事中に新型コロナウイルス感染症に感染するのではないかと心配で、心理的なストレスによって母体又は胎児の健康を保つことができないと主治医や助産師から指導された場合には、感染の恐れが低い作業への転換、又は出勤の制限(在宅勤務・休業)等の申し出をすることが出来ます。

◎対象期間：令和2年5月7日～令和3年1月31日

詳細は、「女性医師支援センター-トピックス」、
または、厚生労働省ホームページをご覧ください。



センターからのお知らせ

■マタニティ白衣のレンタルを開始しました

令和2年4月より、マタニティ向け白衣のレンタルを開始しました。シングルとダブルの白衣をS～Lサイズご用意しており、一人2枚までレンタルいたします。

ご希望の方は電話またはメールにてお問い合わせのうえ、利用申請書を女性医師支援センター窓口へ提出してください。

(詳細は「女性医師支援センターHP-その他」をご覧ください)



■一次保育の予約状況を確認できるようになりました

センターホームページにて、一時保育の予約状況を3か月先まで確認していただけるようになりました。利用の際はぜひご活用ください。

■R2年度のベビーシッター派遣事業割引について

今年度分の割引券は6月以降に発行予定です。割引券をお持ちでない期間にベビーシッターを利用された場合は、必ず領収書やそれに代わるものを保管しておいてください。

